

令和6年度定期監査について、横手市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和7年3月31日

## 監査報告書に基づき措置を講じた事項について

種類 令和6年度 定期監査（第2期）

期間 令和6年9月3日（火）～令和7年1月27日（月）

範囲 令和5年度（令和5年10月1日から令和6年3月31日まで）、令和6年度（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

総務企画部、まちづくり推進部、会計課

課名等		監査の結果（指摘事項）	措置を講じた事項
総務企画部	秘書広報課	1 服務事務 私有車の公務使用において、横手市職員の出張に係る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基づく私有車登録台帳の整備に不備がある。	不備であった書類を追加し、私有車登録台帳を整備した。
まちづくり推進部	横手の未来ともにつくる課	1 補助金事務 交付決定において、財政課及び経営企画課への合議を行っていない。	係・係長・課長の各決裁フェーズにおいて決裁ルートを確認することとした。
	横手地域課	1 服務事務 年次有給休暇請求票を決裁していない。	年次有給休暇請求票の決裁漏れがないように管理とチェックを徹底する。
	増田地域課	1 施設管理 消防設備等点検時の不良箇所を改善していない。	指摘事項を踏まえ、引き続き予算要求し、改修等により改善する。
	増田市民サービス課	1 契約事務 (1) 随意契約の根拠条項を誤っている。 (2) 委託契約の検査調書において、財政課への合議を行っていない。 2 服務事務 (1) 年次有給休暇請求票の記載に不備がある。 (2) 時間外勤務命令簿の記載に不備がある。	1 今後誤りの無いようチェック体制を強化した。 2 これまでの不備について改めるとともに、今後は記載に不備が無いようチェック体制を強化した。

課名等		監査の結果（指摘事項）	措置を講じた事項
まちづくり推進部	平鹿地域課	1 収入事務 指定公金事務取扱者への徴収事務委託において、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づく告示を行っていない。	令和6年度分については、指摘を受け速やかに告示を行った。次年度以降、使用料徴収委託契約と合わせて告示準備を行うよう作業を見直し、手順書に明記する。
	大森地域課	1 収入事務 準公金の取扱い事務をマニュアルどおりに行っていない。 2 契約事務 経常的年間契約の予定価格調書を年度開始前に作成している。 3 財産管理 年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付となっていない。 4 服務事務 私有車の公務使用において、横手市職員の出張に係る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基づく私有車登録台帳の整備に不備がある。	1 指摘後、支出命令等により遡って改善した。 2 今後はチェック体制を更に強化し、適正な事務処理を徹底することとした。 3 指摘された事案を再度見直し、全体にわたり調定日の確認を行った。 4 車検証、任意保険証書等を整備した。
	大森市民サービス課	1 補助金事務 令和6年度は指摘事項なし。 令和5年度の補助金の事務手続きが適正に行われていない。（再交付申請・変更申請・決定取消・実績報告を含む）	補助事業の進捗確認を係内で確実に共有することを再確認し、適正な事務手続きを行う体制を改めて整えた。
	十文字地域課	1 収入事務 準公金の収入調書を準公金管理者が決裁していない。 2 契約事務 契約書に設計書、仕様書を添付していない。	1・2 指摘事項については、直ちに対応した。今後はチェック体制を更に強化し、適正な事務処理を徹底することとした。
	十文字市民サービス課	1 契約事務 委託契約の検査調書において、財政課への合議を行っていない。	横手市契約規則及び事務決裁規程を再確認するとともにチェック体制を強化した。
	山内地域課	1 補助金事務 事業実績報告書において、財政課及び経営企画課への合議を行っていない。	決裁ルートを確認し、承認時にも電子決裁の「ルート表示」で再確認するようにチェック体制を強化した。
	大雄地域課	1 服務事務 年次有給休暇請求票を決裁していない。	休暇請求者の会計年度任用職員本人、所属の係、課長決裁の一連の流れを見直し、改善した。
	会計課	1 契約事務 請負契約の検査調書において、財政課への合議を行っていない。	財政課との合議を行い改善した。今後は事務決裁規程をよく確認し、合議漏れのないようチェックを徹底する。